

令和4年2月9日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
(公印省略)

「『学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項 についての周知について（依頼）』」の送付について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り日本医師会から本会に対して通知がありました。

この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より教育委員会等に対し、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に関し、オミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について通知が発出されております。

今回、オミクロン株に対応する場合の臨時休業の判断関係部分を、

- 臨時休業の期間を全体として概ね数日～5日程度
 - 学級閉鎖の期間を5日程度
 - 臨時休業後、保健所業務のひっ迫があり積極的疫学調査の実施が遅延した場合等の学校の再開の目安を5日後程度
 - 濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者の候補の特定は実情に応じてガイドラインによらない柔軟な対応を行う
- と示されております。

つきましては、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしく申し上げます。

(担当事務局)

TEL 06-6763-7012

FAX 06-6766-2875

大阪府医師会地域医療1課・湯口